

制度改正等の課題解決環境整備事業

電子帳簿等保存制度の実務ポイント

～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し～

令和3年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の宥恕期間があります)。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について令和5年度税制改正とあわせ分かりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

< 講師 >

ほし ただし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

日時 令和5年 **6月26日** (月)
14:00～16:00

場所 **上田商工会議所**
(上田市大手1丁目10-22)

受講料 **無料** (会員・非会員問わず)

定員 **50名** (先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

■お問い合わせ TEL:0268-22-4500

主催 上田商工会議所

講座内容

- 電子帳簿等保存制度とは
- 電子帳簿等保存制度に関する改正内容
 - 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項
 - スキャナ保存(区分②)に関する改正事項
 - 電子取引(区分③)に関する改正事項
- 電子取引データ保存制度における保存要件
 - 真実性の要件
 - 可視性の要件
- 電子取引に係るデータ保存対象の有無
 - 原則的な取り扱い
 - 主な電子取引情報の保存方法
 - 押印書類の控えの保存方法
- 電子取引のデータ保存の事例での確認
 - 電子取引制度とFAXについて
 - ネットバンキング等の対応
 - クレジットカードの利用(ETCの利用)
 - インターネット通販の取引情報の保存方法
- 電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置創設
 - 新猶予措置の適用者
 - 売上高5,000万以下の事業者
 - みなし規定(上記以外の事業者)
 - 優良な電子帳簿の対象帳簿の合理化・明確化

『電子帳簿等保存制度の実務ポイント』 受講申込書

FAX:0268-25-5577

上田商工会議所 行

申込日(2023/ /)

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
参加者氏名	※複数名お申し込み可能	

※ご記入いただいた情報については、本講習会の運営及び当所からの各種連絡、情報提供等に使用することがあります。
※感染症等の予防のため、講習会当日に発熱・咳等の症状が見受けられる場合、参加をご遠慮いただく場合があります。